豊教教学第４３１号
令和３年５月２５日

豊見城市立小中学校
保護者の皆様

豊見城市教育委員会
教育長　照屋　堅二
（公印省略）

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について（再依頼）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、みだしのことについて、令和３年５月２４日付け豊教教学第４２４号にて依頼したところですが、「６　小学生のスポーツ活動について」を追記しましたので、再度依頼いたします。
本県においては新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和３年５月２３日には「緊急事態宣言」が発令されました。学校においては、学習機会を保障する観点から、感染拡大防止策を徹底しながら教育活動を継続いたします。全国的に変異株の感染者が増加傾向にあり、本県においても、感染力が強いとされる変異株の拡大が懸念されていることから、各家庭においても感染防止対策をこれまで以上に徹底していただきたいと存じます。
つきましては下記のとおり、感染拡大防止へのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

１　自宅における健康観察の徹底
(1) 毎日の登校前の健康観察を徹底
(2) マスク着用、手洗い、換気を徹底
(3) 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、抵抗力・免疫力を高める

２　同居家族に発熱等の風邪症状がある場合や感染者がいる場合は「登校しない」ようお願い致します。

３　児童生徒に発熱等の風邪症状があった場合は、学校を休み、かかりつけ医や医療機関等を受診するようお願いします。（早退等の場合も同様に受診をお願いします。）
※　医療機関受診後、学校への登校については、医師に確認していただき、その指示に従うようお願いします。
※　新型コロナウイルス感染症に係る休みは「出席停止」扱いとなり、「欠席」とはなりません。（学校保健安全法第19条）

４　学校への連絡について
下記の場合は速やかに学校へご連絡ください。
同居家族および児童生徒に
(1) 発熱等の風邪症状があり、児童生徒の登校を控える場合
(2) 抗体検査またはPCR検査を受けた者がいる場合
(3) 陽性者がでた場合

５　中学校の部活動について
(1) 部活動は、原則休止とする。但し、８月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた大会やコンクール等を控えた場合に限り、学校長許可の下、下記の条件で行なう。
① 平日の活動は90分以内（準備・片付け・清掃・ミーティング等は含まない）とする。
② 土・日・休日の活動は２時間以内（準備・片付け・清掃・ミーティング等は含まない）とし、土日のどちらか１日は停止日を設け、必要最小限の人数で活動する。
(2) 感染防止対策を徹底したうえで活動を行い、感染リスクが高まる活動は行なわない。特に更衣室や部室で３密にならないよう十分な対策を講じること。
(3) 九州・全国大会に係る地区・県予選大会等に参加した結果、県・九州・全国大会派遣の権利を得られなかった部については、緊急事態宣言発令中は部活動停止とする。
(4) 部員に対し部活動参加への強要は行わない。
(5) 他校との練習試合や合同練習については、行なわない。
(6) 各種大会に参加する場合は大会の感染防止ガイドラインに従う。
(7) 学校内で感染のリスクが高まったと判断される場合や、十分な感染対策が行えていないと判断される部については、直ちに部活動を停止すること。

６　小学生のスポーツ活動について
小学生の団体スポーツ活動等については、学校の管理下にないため、市のスポーツ少年団の基準に従うものとする。

※　いじめ・誹謗中傷の防止や検温シートの提出についてもご協力よろしくお願い致します。